

火災予防条例に関する届出を 一部電子化します

綾瀬市消防本部 予防課・消防署 管理担当

綾瀬市消防本部では、令和7年11月から火災予防条例施行規則第17条に関する届出について、電子申請での申請受付を開始します。下記届出の申請をされる場合は、窓口へ来ることなく申請が可能です。

【該当届出】

- ・火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出
- ・煙火（打ち上げ・仕掛け）届出書
- ・催物（もよおしもの）開催届出書
- ・水道（断水・減水）届出書
- ・道路工事届出書
- ・露天等の開設届出書

LOGOフォームの申請方法について

今回は道路工事届出書の方法について掲載しています

【①QRコード又はURLよりアクセス】

アカウント登録をすると次回以降②の会社名等の基本情報が自動的に入力されるので入力の手間が省けます。

【②入力フォームに入力します】

会社名や連絡先などの入力のほか、工事開始日や場所・消防水利などの必須項目の入力をします。

【③図面の添付】

迂回路・使用不能消防水利等図面上に記入した上で工事施行区域の図面等を添付します。画像データ・PDF・WordやExcelの添付（10MB以内）をしてください。

【④送信】

入力完了後確認画面へ進みます。エラー表示が出ていないことを確認し送信します。

【上記対象届出に関するお問い合わせ】

綾瀬市消防署 管理担当 電話（0467）76-0119 ✉wm.760119@city.ayase.kanagawa.jp